

つくばみらい市障害福祉計画

平成21年度～平成23年度(第2期)

平成21年3月

つくばみらい市

もくじ

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定にむけて	2
第1節 第2期計画策定の目的	2
第2節 計画の期間	2
第3節 見直しの時期	3
第4節 点検・評価	3
第2章 障害のある人を取りまく状況	4
第1節 人口の推移	4
第2節 障害のある人の状況	5
第3節 サービスの利用実績	9

第2部 障害福祉計画

第1章 基本目標	12
第1節 基本的な視点	12
第2節 平成23年度における数値目標	13
第3節 障害者自立支援法に基づくサービスの概要	15
第2章 障害福祉サービス	16
第1節 介護が必要な方へのサービス（介護給付）	16
第2節 訓練が必要な方のためのサービス（訓練等給付）	20
第3節 相談支援（サービス利用計画の作成）	24
第4節 サービス量の見込み	25
第5節 サービス量を確保するための方策	26
第3章 地域生活支援事業	27
第1節 相談支援事業	27
第2節 コミュニケーション支援事業	28
第3節 日常生活用具給付事業	29
第4節 移動支援事業	30
第5節 地域活動支援センター事業	31
第6節 その他の事業	32
第7節 サービス量の見込み	33
第8節 サービス量を確保するための方策	34

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定にむけて

第1節 第2期計画策定の目的

- 本市では、平成19年3月に「障害者計画」と「障害福祉計画」（第1期）を一体として「つくばみらい市いきいきハートプラン」策定しました。このプランは、本市における障害者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるための指針としています。
- 本計画は、第1期障害福祉計画を基本的に踏襲しながら、第1期障害福祉計画の目標値やサービスの必要見込量等を見直し、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度に向けて、第2期の計画として策定します。

第2節 計画の期間

- 障害福祉計画は、国から示された基本指針に従い、平成18年度から平成20年度を第1期障害福祉計画とし、平成21年度から平成23年度までを第2期障害福祉計画とします。
- 計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により、必要な場合は本計画の見直しを行うものとします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
つくばみらい市障害福祉計画（第1期）					新サービス体系への移行完了
		見直し	つくばみらい市障害福祉計画（第2期）		

第3節 見直しの時期

- 本計画は、実施状況を踏まえて、平成23年度中に必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までを期間とする第3期障害福祉計画を策定します。

第4節 点検・評価

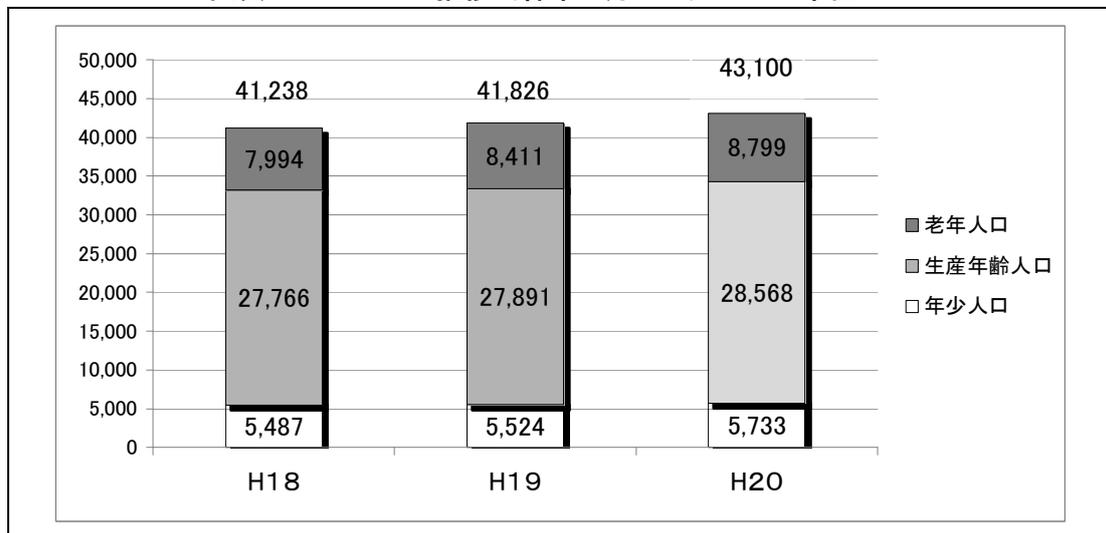
- 本計画は、つくばみらい市地域自立支援協議会に報告し、各年度においてサービス供給量のほか地域生活への移行や一般就労への達成状況についての点検や評価を受けるとともに、対応策や推進方策等について意見を求めます。

第2章 障害のある人を取りまく状況

第1節 人口の推移

- 総人口は、近年つくばエクスプレスの開通や沿線開発の影響もあり、増加傾向に転じています。
- 高齢化は進行しています。平成20年4月1日現在、市民の5人に1人が高齢者となっています。

図表 1-1 人口の推移（各年4月1日） 単位：人



資料：住民基本台帳

図表 1-2 年齢別人口・構成比（各年4月1日）

区分	H18		H19		H20	
	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
0～14歳	5,487	13.3	5,524	13.2	5,733	13.3
15～64歳	27,766	67.3	27,891	66.7	28,568	66.3
65歳以上	7,994	19.4	8,411	20.1	8,799	20.4
合計	41,238	100.0	41,826	100.0	43,100	100.0

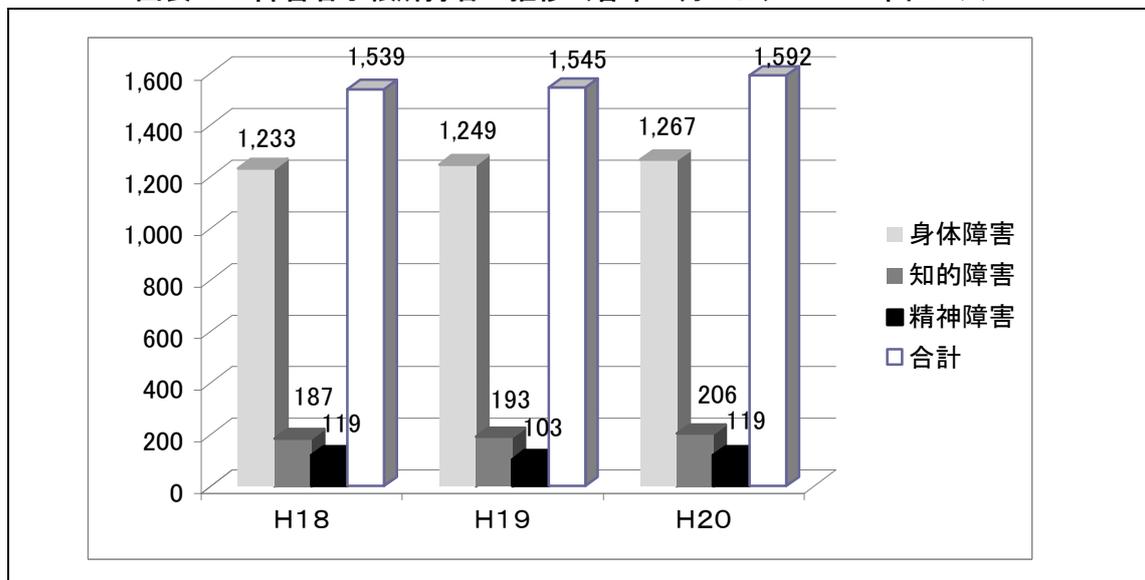
資料：住民基本台帳

第2節 障害のある人の状況

1. 障害者手帳所持者の推移

- 障害者手帳^{*}の所持者は、平成20年4月現在1,592人で、人口の3.7%が障害のある人となっています。
- 身体、知的、精神のすべての障害で微増傾向です。

図表 1-3 障害者手帳所持者の推移（各年4月1日） 単位：人



図表 1-4 総人口に対する障害者手帳の所持者の割合 単位：%

	H18	H19	H20
総人口に対する割合	3.7	3.7	3.7

^{*} 障害者手帳：身体障害のある人は「身体障害者手帳」、知的障害のある人は「療育手帳」、精神障害のある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付される。

2. 身体障害者のある人の状況

- 身体障害者手帳を持っている人は、平成20年4月1日現在1,267名です。このうち21名が児童、1,246人が18歳以上です。
- 内部障害が増加しています。
- 多くの方は、身体の動作が不自由な方です。次いで、内部障害のある人が多くなっています。目や耳が不自由なためにコミュニケーションに手助けが必要な方は全体の15パーセントです。

図表 1-5 身体障害者手帳の所持者(各年4月1日) 単位：人、%

		H18	H19	H20	H18→H20 増減率
合計		1,233	1,249	1,267	2.8
年齢	0～17歳	23	23	21	-8.7
	18歳以上	1,210	1,226	1,246	3.0
等級	1級	427	435	453	6.1
	2級	228	233	217	-4.8
	3級	194	198	200	3.1
	4級	217	224	243	12.0
	5級	90	83	83	-7.8
	6級	77	76	71	-7.8
障害部位	視覚障害	86	91	90	4.7
	聴覚・平衡機能障害	93	94	86	-7.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	15	17	17	13.3
	肢体不自由	726	722	722	-0.6
	内部障害	313	325	352	12.5

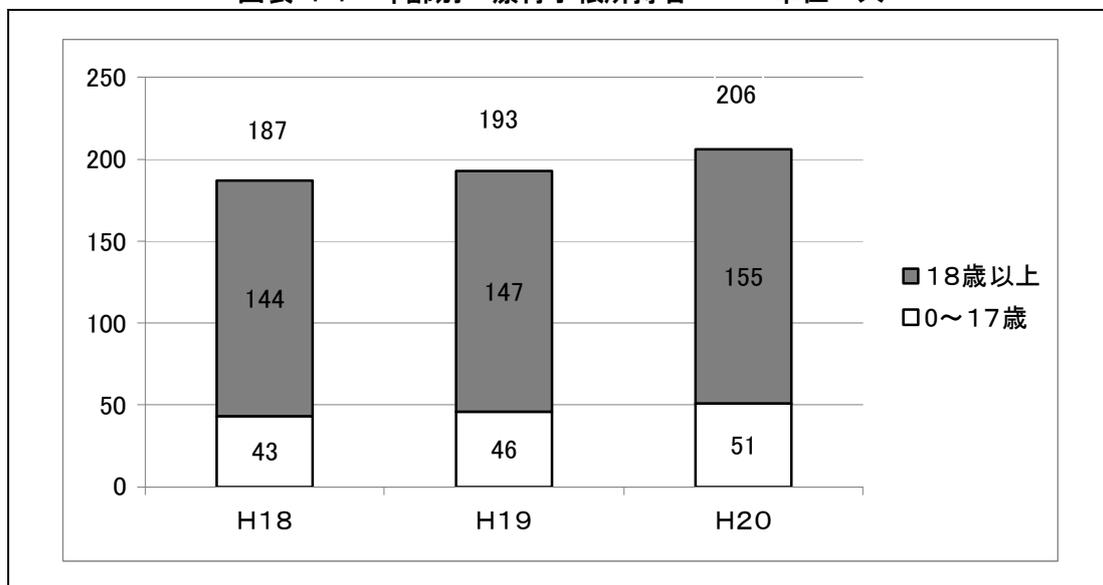
図表 1-6 障害部位・等級別(平成20年4月1日現在) 単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	31	21	6	8	15	9	90
聴覚・平衡機能障害	0	21	12	15	0	38	86
音声・言語・そしゃく機能障害	0	2	11	4	0	0	17
肢体不自由	203	171	113	143	68	24	722
内部障害	219	2	58	73	0	0	352
合計	453	217	200	243	83	71	1,267

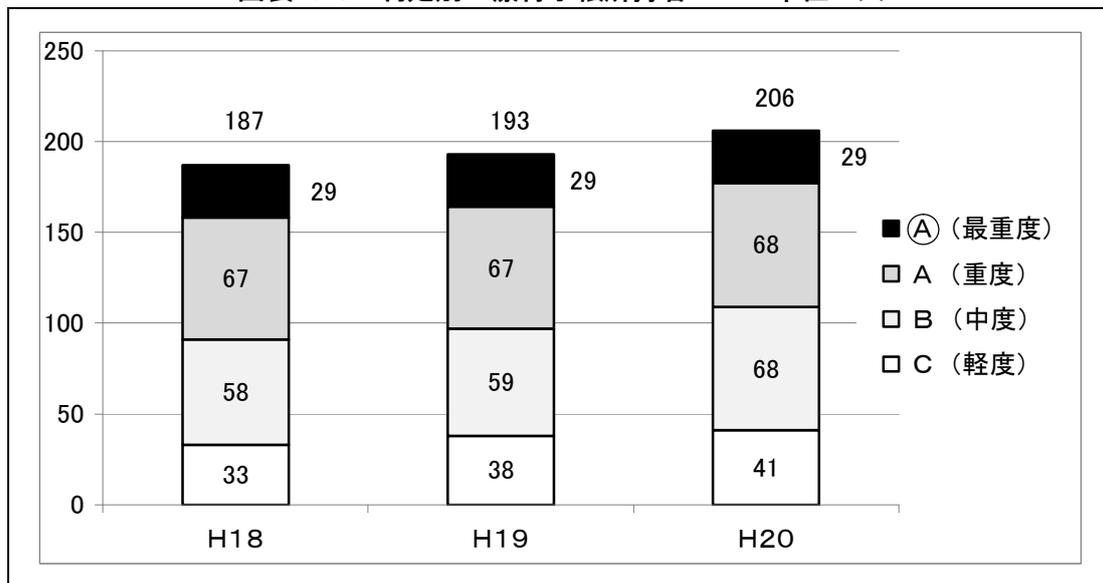
3. 知的障害のある人の状況

- 療育手帳を持っている方は、平成20年4月1日現在206名です。
- 多数が18歳以上です。児童は25パーセントです。
- 判定別では、㊤判定（最重度）・A判定（重度）が半数、B判定（中度）・C判定（軽度）が半数です。

図表 1-7 年齢別・療育手帳所持者 単位：人



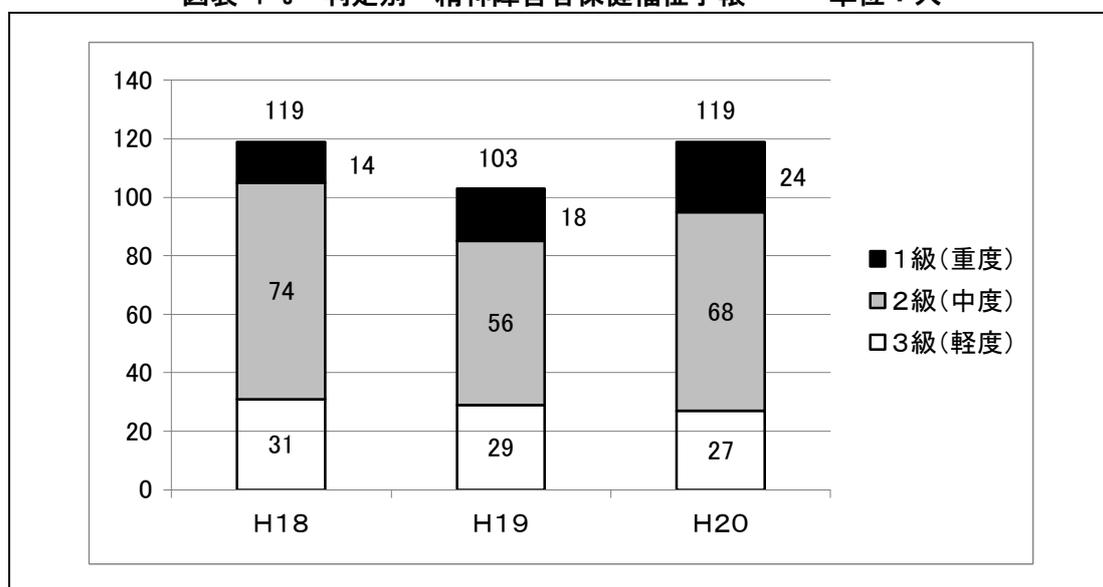
図表 1-8 判定別・療育手帳所持者 単位：人



4. 精神障害のある人の状況

- 精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、平成 20 年 4 月 1 日現在 119 名です。
- 精神疾患の治療費を公費で負担する制度の対象者は、平成 20 年 4 月 1 日現在 323 人です。
- 精神障害のある人が、以前より増加傾向にあります。

図表 1-9 判定別・精神障害者保健福祉手帳 単位：人



図表 1-10 自立支援医療費（精神通院）対象者 単位：人

	H18	H19	H20
自立支援医療費(精神通院)対象者	311	326	323

第3節 サービスの利用実績

1. 障害福祉サービス

- 自立支援給付、訓練等給付、相談支援の利用実績は以下のとおりです。
- 利用者の人数、利用時間ともに増加傾向にあります。

図表 1-11 障害福祉サービス利用実績(1ヶ月当たり)

	サービス種別	単位	H18	H19	H20
訪問系	居宅介護	人	1	13	16
	重度訪問介護				
	行動援護	時間分	0	0	0
	重度障害者等包括支援				
日中活動系	生活介護	人日(人)	22(1)	194(10)	573(26)
	自立訓練(機能訓練)	人日(人)	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日(人)	24(5)	121(8)	128(7)
	就労移行支援	人日(人)	33(3)	124(7)	212(11)
	就労継続支援(A型)	人日(人)	0	0	0
	就労継続支援(B型)	人日(人)	0	321(20)	465(27)
	療養介護	人日(人)	0	0	0
	児童デイサービス	人日(人)	4(2)	0	0
	短期入所	人日(人)	60(8)	24(5)	35(9)
居住系	共同生活援助・共同生活介護	人	7	13	18
	施設入所支援	人	1	9	26
相談支援事業		人	0	0	0

注 人:実利用者数

時間分:延べ利用時間数

人日:延べ利用者数

2. 地域生活支援事業

図表 1-12 地域生活支援事業利用実績

事業名		単位	H18	H19	H20	
相談支援事業	①障害者相談支援事業	か所	0	0	0	
	②地域自立支援協議会	か所	0	0	0	
	③市町村相談支援事業機能強化事業	か所	0	0	0	
	④成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	
コミュニケーション支援事業		人	0	3	1	
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	6	3	3	
	②自立生活支援用具	件/年	7	9	6	
	③在宅療養等支援用具	件/年	2	8	1	
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	3	7	5	
	⑤排泄管理支援用具	件/年	55	439	431	
	⑥居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	件/年	0	1	2	
移動支援事業		か所	4	4	4	
		人	5	6	7	
		時間/年	140	313	204	
地域活動支援センター	I型	か所	1	1	1	
		人	1	1	1	
	II型	(自市利用分)	か所	0	1	1
			人	0	16	15
		(他市利用分)	か所	0	1	1
			人	0	1	1
III型	(自市利用分)	か所	0	2	2	
		人	0	35	44	
	(他市利用分)	か所	0	2	3	
		人	0	2	3	
日中一時支援事業		か所	9	13	16	
		人	9	21	27	
更生訓練費給付事業		か所	1	1	1	
		人	1	1	1	
訪問入浴サービス事業		か所	0	1	1	
		人	0	1	1	
スポーツ大会の開催		回	0	1	1	
自動車運転免許・改造助成事業		件	0	3	2	

※ 実績値において、平成 18、19 年度は 12 か月間の実績、平成 20 年度は 12 月分までの実績からの見込値。

第2部 障害福祉計画

第1章 基本目標

第1節 基本的な視点

- 「基本的な視点」とは、障害福祉計画に基づいて実施していくすべての事柄に共通する考え方のことです。
- 障害のある人の自立した生活を支える基盤を整備するため、次の視点に基づき、計画を推進していくものとします。

視点1 施設生活から地域生活へ

- ◎障害のある人が地域で暮らせる社会の実現のために、グループホームなどの「住まい」を基本とする基盤を進める。
- ◎障害の特性をよく知る施設従事者が、地域生活支援の担い手となるなど、これまでの施設の技術や知識を地域生活支援へと展開できるように機能転換を支援する。

視点2 地域生活を支える基盤の整備

- ◎どこに暮らしても障害の特性にあった必要なサービスが受けられるよう、ホームヘルプサービスなど在宅生活を支えるサービスの基盤を進める。
- ◎障害の種類や程度に関わらず地域で安心して暮らせるように、相談支援体制の充実を図る。

視点3 就労支援の強化

- ◎地域で自立した生活を送るため、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業を中心にした就労支援を強化する。
- ◎福祉関係の機関と労働関係の機関の連携を強化することで、障害のある人の雇用の促進を図る。

第2節 平成 23 年度における数値目標

- 国は、現行の福祉施設が新しいサービス事業体系への移行を完了する平成 23 年度末を目標年度として、3つの目標を掲げることを求めています。
- 本市においては、障害者自立支援法による制度の対応および平成 23 年度までに達成すべき目標に向けて、計画的に取り組んでいきます。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

図表 2-1 本市の目標

事 項	数 値	備 考
第 1 期障害福祉計画策定時点 入所者数 (A)	43 人	平成 17 年 10 月の値
地域移行者数 (B)	4 人	(A)のうち、平成 23 年度末までに地域生活への移行する者の目標値
新たな施設入所支援利用者数 (C)	14 人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者見込数
平成 23 年度末の施設入所者数 (D)	53 人	平成 23 年度末の利用者見込数 (A)－(B)＋(C)
入所者削減見込数 (E)	4 人	平成 23 年度末までに地域生活への移行する者の目標値

図表 2-2 (参考)平成 23 年度の数値目標 (国)

	国の指針
福祉施設の入所者の地域生活への移行	①第 1 期障害福祉計画策定時点の入所者の 1 割以上が地域生活へ移行する。 ②施設入所者数は、第 1 期障害福祉計画策定時点から 7%以上を削減する。

*注:「第 1 期障害福祉計画策定時点」とは平成 17 年 10 月。

【現状と今後の方策】

平成 17 年 10 月時点の入所者に加え、新たな施設入所支援利用者や施設入所待機者もいるため、全体的な入所者数は増加しています。今後は、障害者の実情に応じた地域生活への移行を進めていきます。

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

図表 2-3 本市の目標

事 項	数 値	備 考
第1期障害福祉計画策定時点の数	19人	県推計1,400人を県内市町村の人口比率で均等割りした退院可能精神障害者数
現在の退院可能数	4人	退院可能な精神障害者の人数 (県の調査による平成20年9月末日現在の人数)
目標減少数	16人	平成23年度末までに減少を目指す数

図表 2-4 (参考)平成23年度の数値目標(国)

	国の指針
入院中の精神障害者の地域生活への移行	平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、平成23年度末までの減少目標値を設定する。

【現状と今後の方策】

県の調査によると、平成20年9月末日現在の退院可能な精神障害者の人数は4人です。今後は、地域で自立した生活ができるよう支援体制の整備に努め、目標実現に向けて取り組んでいきます。

3. 福祉施設から一般就労への移行

図表 2-5 本市の目標

事 項	数 値	備 考
第1期障害福祉計画策定時点の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	5人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

図表 2-6 (参考)平成23年度の数値目標(国)

	国の指針
福祉施設から一般就労への移行等	第1期障害福祉計画策定時点の実績の4倍以上とする。

*注:「第1期障害福祉計画策定時点」とは、平成17年度を指す。

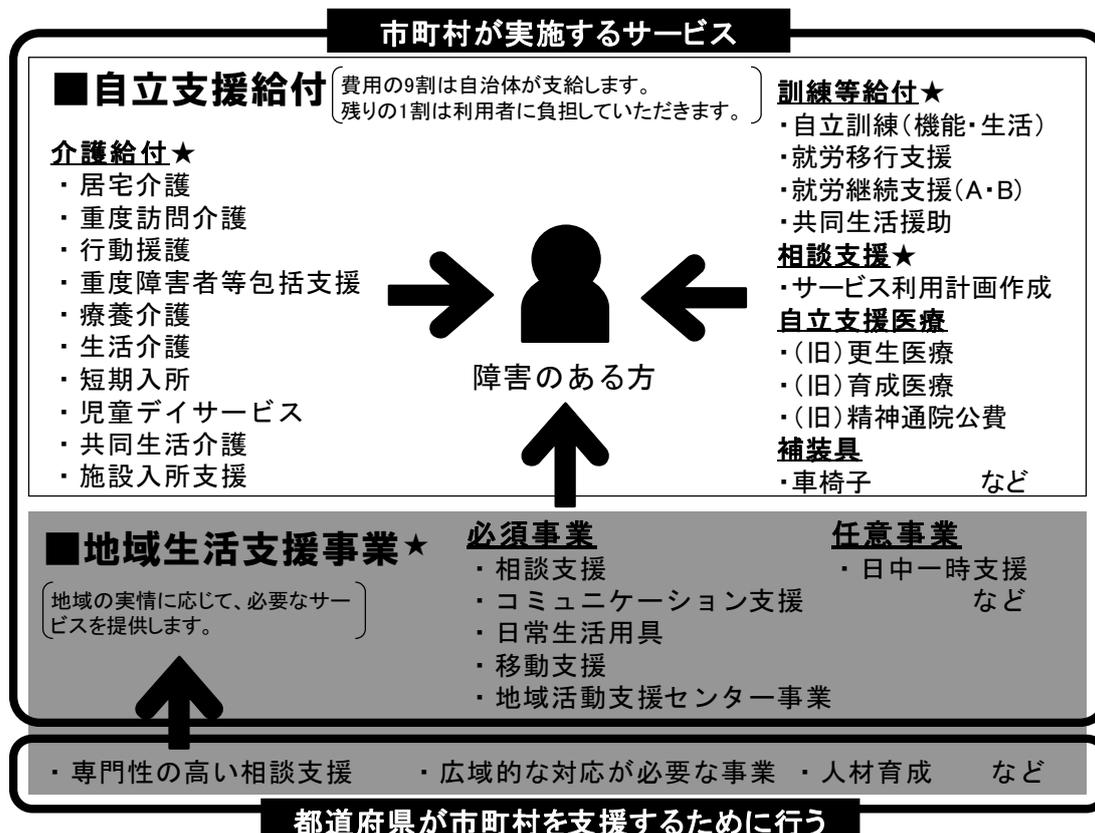
【現状と今後の方策】

平成20年10月現在、福祉施設を退所し一般就労した者の人数は1人です。今後は、就労支援事業所との連携により、就労支援を進めていきます。

第3節 障害者自立支援法に基づくサービスの概要

- 障害者自立支援法に基づくサービスは、大きく分けると、「自立支援給付」と、「地域生活支援事業」の2つに区分されます。
- 「自立支援給付」は、すべての市町村で共通のサービスです。サービスを利用する際には、費用の9割は自治体が負担し、残りの1割は利用者が負担することになります。低所得の方には負担を軽減する仕組みがあります。
- また、自立支援給付は、大きく「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」の4つに区分されます。このうち「介護給付」と「訓練等給付」に位置づけられるサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。
- 一方、「地域生活支援事業」は、各市町村が、地域の実情に応じてサービスの内容や実施する事業を決めて提供するサービスです。サービスを利用する際には、費用負担がある場合があります。

図表 2-7 障害者自立支援法に基づくサービスの全体イメージ



第2章 障害福祉サービス

第1節 介護が必要な方へのサービス（介護給付）

- 介護給付とは、介護が必要な方に提供するサービスです。
- 介護給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定、市の審査会で二次判定を行った上で、どの位サービスが必要かを決定します。障害程度区分は、1～6までの6区分です。
- サービスは、①自宅で生活する人へのサービス（訪問系サービス）、②入所施設や事業所などに通所して受けるサービス（日中活動系サービス）、③夜間の介護や居住の場を提供するサービス（居住系サービス）があります。

図表 2-8 障害福祉サービス-介護給付の一覧

給付区分	サービス区分	サービス名
介護給付	訪問系サービス	1.居宅介護
		2.重度訪問介護
		3.行動援護
		4.重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	5.療養介護
		6.生活介護
		7.短期入所
		8.児童デイサービス
	居住系サービス	9.共同生活介護(ケアホーム)
		10.施設入所支援

◆訪問系サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

- 障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

【対象者】 障害のある人（障害程度区分1以上）

2. 重度訪問介護

- 障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。

【対象者】 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害程度区分4以上）

3. 行動援護

- 障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。

【対象者】 知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（障害程度区分3以上）

4. 重度障害者等包括支援

- 常に介護を必要とする重度の方に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

【対象者】 常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害程度区分6）で、

- ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害のある人で、気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人・最重度の知的障害のある人
- ②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害のある人

◆日中活動系サービス

5. 療養介護

- 医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【対象者】医療が必要で、常に介護を必要とする人で、

- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人（障害程度区分6）
- ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者（障害程度区分5以上）

6. 生活介護

- 福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

【対象者】常に介護を必要とする人で、

- ①49歳以下の場合は、障害程度区分3以上（施設入所は区分4以上）
- ②50歳以上の場合は、障害程度区分2以上（施設入所は区分3以上）

7. 短期入所（ショートステイ）

- 障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

【対象者】居宅で介護を行う人が病気などで介護ができないため、短期間の入所を必要とする人

8. 児童デイサービス

- 日常生活の基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、適切な指導や訓練を行います。

【対象者】個別療育、集団療育を行う必要がある18歳未満の児童

◆居住系サービス

9. 共同生活介護（ケアホーム）

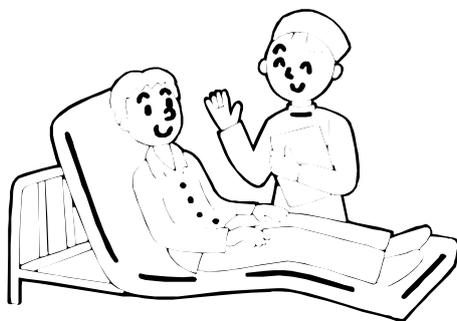
- 夜間や休日に、家事などの日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

【対象者】生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスを利用している知的障害・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、介護や日常生活上の支援を必要とする障害程度区分2以上の人

10. 施設入所支援

- 夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【対象者】①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）
②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人



第2節 訓練が必要な方のためのサービス (訓練等給付)

- 訓練等給付とは、生活や就労をするために訓練が必要な方に提供するサービスです。
- 訓練等給付のサービスを受けるためには、全国共通の一次判定を行った後、どのようなサービスを受けるかを決定します。
- サービスは、①入所施設や事業所などに通所して受けるサービス（**日中活動系サービス**）、②夜間の居住の場を提供するサービス（**居住系サービス**）があります。

図表 2-9 障害福祉サービス-訓練等給付の一覧

給付区分	サービス区分	サービス名
訓練等給付	日中活動系サービス	1.自立訓練(機能訓練)
		2.自立訓練(生活訓練)
		3.就労移行支援
		4.就労継続支援(A型)
		5.就労継続支援(B型)
	居住系サービス	6.共同生活援助(グループホーム)

◆日中活動系サービス

1. 自立訓練（機能訓練）

- 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）

【対象者】①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
②盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

2. 自立訓練（生活訓練）

- 地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）

【対象者】①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
②養護学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

3. 就労移行支援

- 一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）

【対象者】一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人

4. 就労継続支援（A型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

【対象者】 就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満)

- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人
- ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人

5. 就労継続支援（B型）

- 通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

【対象者】 就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人

- ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人
- ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人
- ③50歳に達している人
- ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人

◆居住系サービス

6. 共同生活援助（グループホーム）

- 主に夜間において、家事等の日常生活上の支援や相談を行います。また日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

【対象者】 就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障害・精神障害のある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人

第3節 相談支援（サービス利用計画の作成）

- 長期入院や入所から地域生活へと移行する方などが、サービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、サービス利用状況の確認・調整を行います。

【対象者】 障害福祉サービスを利用するために支給決定を受けた障害のある人のうち、

- ①入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする人
- ②ひとり暮らしの人で、知的障害や精神障害、極めて重い身体障害のため、自ら福祉サービスの利用に関する連絡・調整ができない人
- ③重度障害者等包括支援の対象者にあてはまる人で障害福祉サービスの支給決定を受けた人



第4節 サービス量の見込み

○ 各サービスの見込み量は以下のとおりです。

図表 2-10 障害福祉サービスの見込み量(1ヶ月当たり)

	サービス種別	単位	H21	H22	H23
訪問系	居宅介護	人	27	30	35
	重度訪問介護				
	行動援護	時間分	256	288	343
	重度障害者等包括支援				
日中活動系	生活介護	人日(人)	962(45)	1080(51)	1190(56)
	自立訓練(機能訓練)	人日(人)	0(0)	22(1)	44(2)
	自立訓練(生活訓練)	人日(人)	124(7)	142(8)	160(9)
	就労移行支援	人日(人)	142(17)	168(20)	184(22)
	就労継続支援(A型)	人日(人)	0(0)	22(1)	44(2)
	就労継続支援(B型)	人日(人)	437(29)	483(32)	528(35)
	療養介護	人日(人)	0(0)	0(0)	31(1)
	児童デイサービス	人日(人)	10(5)	105(15)	180(20)
	短期入所	人日(人)	25(13)	28(16)	32(20)
居住系	共同生活援助・共同生活介護	人	20	23	26
	施設入所支援	人	27	40	53
相談支援事業		人	1	3	4

注 人：実利用者数

時間分：延べ利用時間数

人日：延べ利用者数

第5節 サービス量を確保するための方策

1. 訪問系サービス（介護給付）

- 施設入所者の地域移行や退院可能な精神障害者の退院により、グループホームや単身で生活を始める方が増加することで、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の需要が増えることが予想されます。地域生活が円滑にできるように、障害の種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、障害の特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。

2. 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

- 日中活動系サービス（生活介護、療養介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援）については、旧体系から新体系への移行を進め、サービス提供を促進していきます。
- 特に、就労移行支援事業、就労継続支援事業の提供主体を早期に確保し、障害のある方の就労支援を推進します。また、就労の場の掘り起こしや福祉・労働・教育等の関係機関のネットワークを強化・充実します。
- 短期入所、児童デイサービスについては、利用者が必要とするときに利用できるよう、近隣のサービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の確保・充実を図ります。
- 障害福祉サービスや相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、また広く情報提供等を行うことにより、多様な事業者の参入を促進します。

3. 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

- グループホーム・ケアホームの設置を希望する事業所等に対しては、情報提供などの設置に向けた支援を行います。
- 啓発活動を通じて、地域における障害の理解の促進を図ります。

4. 相談支援

- 相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

第3章 地域生活支援事業

第1節 相談支援事業

1. 障害者相談支援事業

- 障害のある人や家族を対象とする相談事業を実施し、地域における生活を総合的にサポートします。

2. 地域自立支援協議会

- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関わるシステムづくりに向けて中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「地域自立支援協議会」を設置します。

3. 市町村相談支援機能強化事業

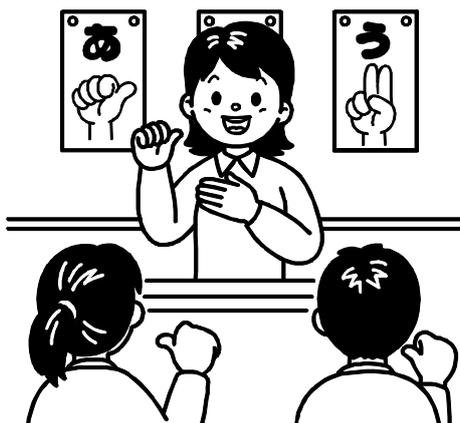
- 特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、市の窓口での相談支援機能の強化を図ります。

4. 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の支払いが困難な人については、後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

第2節 コミュニケーション支援事業

- 病院、学校などの各種相談に行く場合に、円滑なコミュニケーションが行われるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- 実施にあたっては県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に委託します。

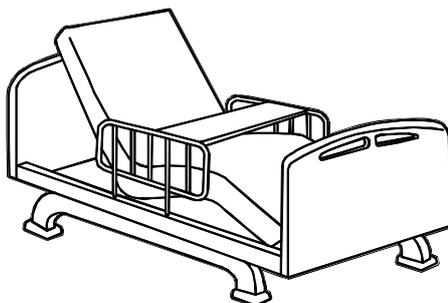


第3節 日常生活用具給付事業

- 障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

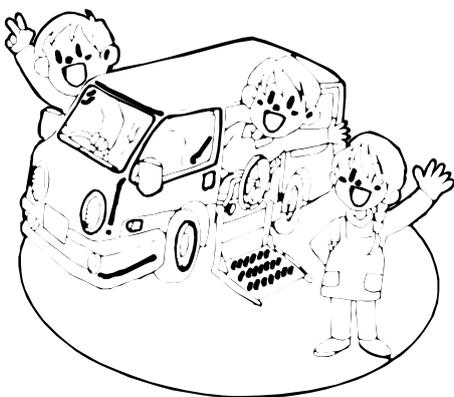
図表 2-11 日常生活用具の種類と内容

用具の種類	主な内容・対象者など
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。



第4節 移動支援事業

- 屋外での移動が困難な人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
- 実施にあたっては、障害福祉サービス事業所に委託します。



第5節 地域活動支援センター事業

- 地域で生活する方の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設します。
- 利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

図表 2-12 地域活動支援センターの類型と事業内容

類型		主な事業内容
基礎的事業		利用者に対して、創作活動、生産活動、社会との交流などの機会を提供します。
機能強化事業	I型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障害理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
	II型	雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、社会適応訓練等のサービスを実施します。
	III型	地域の障害のある人のために、小規模通所(共同)作業所的な事業を行います。



第6節 その他の事業

1. 日中一時支援事業

- 障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

2. 更生訓練費給付費事業

- 身体障害者更生援護施設に入所している方に、実習や訓練に必要な費用を支給し、社会復帰の促進を図ります。

3. 訪問入浴サービス事業

- 入浴することが難しい重度の身体障害のある人がいる家庭に入浴車を派遣します。

4. 社会参加促進事業

- スポーツや芸術文化活動などを行うことで、障害のある人の社会参加を促進します。
- 自動車運転免許取得や就労など社会参加をするために使用する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する必要がある場合、その費用を補助します。

第7節 サービス量の見込み

○ 各サービスの見込み量は以下のとおりです。

図表 2-13 地域生活支援事業の見込み量

事業名		単位	H21	H22	H23	
相談支援事業	①障害者相談支援事業	か所	1	1	1	
	②地域自立支援協議会	か所	1	1	1	
	③市町村相談支援事業機能強化事業	か所	0	0	1	
	④成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	
コミュニケーション支援事業		人	3	4	5	
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	
	②自立生活支援用具	件/年	5	5	6	
	③在宅療養等支援用具	件/年	7	8	8	
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	8	8	8	
	⑤排泄管理支援用具	件/年	540	552	564	
	⑥居宅生活動作補助用具(在宅改修費)	件/年	1	1	1	
移動支援事業		か所	4	5	6	
		人	7	8	9	
		時間/年	385	440	500	
地域活動支援センター	I型	か所	1	1	1	
		人	2	3	5	
	II型	か所	1	2	2	
		人	15	52	55	
	III型	(自市利用分)	か所	2	1	1
			人	45	11	13
		(他市利用分)	か所	3	3	2
			人	3	3	2
日中一時支援事業		か所	16	17	18	
		人	20	25	30	
更生訓練費給付事業		か所	1	1	1	
		人	1	1	1	
訪問入浴サービス事業		か所	2	2	2	
		人	2	2	3	
スポーツ大会の開催		回	1	1	1	
自動車運転免許・改造助成事業		件	2	2	2	

第8節 サービス量を確保するための方策

1. 相談支援事業

- 身近なところで相談できる体制を確保するため、福祉・医療・保健部門や、相談支援事業所等と連携し、相談窓口のネットワークを構築します。
- 地域自立支援協議会を活用し、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実を図ります。
- 施設や病院から地域移行する方の居住支援について相談体制づくりを検討していきます。

2. コミュニケーション支援事業

- 派遣機関と連携して、サービス提供体制を確保します。
- 手話通訳者奉仕員、要約筆記者奉仕員など、コミュニケーションを支援する人材の養成・確保に努めます。

3. 日常生活用具給付等事業

- 日常生活用具を必要とする人へ情報を提供し、障害の特性に応じて適切に給付するように努めます。

4. 移動支援事業

- 移動に支援が必要な方のニーズを的確に把握し、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

5. 地域活動支援センター

- 地域で生活する方に対しては、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場が必要であることから、提供事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。
- 未利用者に情報提供を行い、利用の促進を図るとともに、事業者が継続的に運営できるよう支援に努めます。

6. その他の事業

- 地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、両輪となって障害のある方の自立と社会参加を支援していくものです。本市では、今後もニーズを踏まえ、必要なサービスを検討していきます。

